議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一　都道府県の議会の議員　百分の二〇・四

二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の三十八・二

三　町村の議会の議員　百分の三十八・二

2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を平成三十年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一　地方公共団体の議会の議員が、平成三十年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該任期満了の日

二　地方公共団体の議会の議員が、平成三十年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該退職の日

三　平成三十年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき。　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四　平成三十年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき。　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	平成三十年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成三十年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成三十年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成三十一年二月

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

一　都道府県の議会の議員　百分の二十一・二

二　市（特別区を含む。）の議会の議員　百分の三十九・七

三　町村の議会の議員　百分の三十九・七

2　前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を平成二十九年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

一　地方公共団体の議会の議員が、平成二十九年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該任期満了の日

二　地方公共団体の議会の議員が、平成二十九年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき。　当該退職の日

三　平成二十九年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき。　当該市町村の議会の議員の一般選挙の日

四　平成二十九年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき。　当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3　前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならない。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	平成二十九年五月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成二十九年八月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	平成二十九年十一月
前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	平成三十年二月